No.１７

令和６年（３月）

第１回定例会議案
参　考　資　料

熊谷市

目　　次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第１２号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表	市民課 都市計画課	1
第１３号	熊谷市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例案新旧対照表	スポーツタウン推進課	4
第１４号	熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表	消防総務課	5
第１５号	熊谷市消防関係事務手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表	予防課	7
第１６号	熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職員課	１３
第１７号	業者名及び審査結果 （(仮称) 道の駅「くまがや」整備事業（その１)）	東部地域開発推進室	１６
第１８号	認定路線調書・位置図	管理課	２０
第１９号	廃止路線調書・位置図	管理課	２３

議案第１２号の参考資料

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市手数料徴収条例（平成１７年条例第６６号）

（下線部分は改正部分）

改正案

別表（第２条関係）

	事務の種類	手数料の額
１１	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	（略）
１２	（略）	（略）
１２の２	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成１２年自治省令第５号）第１条の２に規定する電子情報処理組織を使用する方法による場合又は同一事項の戸籍の謄抄本若しくは戸籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号１件につき４００円
１３	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除	（略）

現行

別表（第２条関係）

	事務の種類	手数料の額
１１	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の記録事項証明書（全部、個人、一部）の交付	（略）
１２	（略）	（略）
１３	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除	（略）

改正案			現行		
	籍証明書の交付			かれた戸籍の記録事項証明書（全部、個人、一部）の交付	
１４	（略）	（略）	１４	（略）	（略）
１４の２	除籍電子証明書提供用識別符号の発行（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令第１条の２に規定する電子情報処理組織を使用する方法による場合又は同一事項の除籍の謄抄本若しくは除籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号１件につき７００円			
１５	戸籍に関する届出若しくは申請の受理、届書その他の書類の記載事項又は届書等情報の内容の証明書の交付	（略）	１５	戸籍に関する届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書の交付	（略）
１６	戸籍に関する届書その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧	書類又は届書等情報の内容を表示したもの１件につき３５０円	１６	戸籍に関する届書その他の書類の閲覧	書類１件につき　３５０円

改正案			現行		
			３６の２	特定の民間再開発事業（租税特別措置法施行令（昭和３２年政令第４３号）第２０条の２第１４項又は第３８条の４第２４項に規定する要件に該当する事業をいう。）の認定の申請に対する審査	３１，０００円
３６の２	特定民間再開発事業（租税特別措置法施行令（昭和３２年政令第４３号）第２５条の４第２項に規定する要件に該当する事業をいう。）の認定の申請に対する審査	（略）	３６の３	特定民間再開発事業（租税特別措置法施行令第２５条の４第２項に規定する要件に該当する事業をいう。）の認定の申請に対する審査	（略）
３６の３	（略）	（略）	３６の４	（略）	（略）
備考　（略）			備考　（略）		

議案第１３号の参考資料

熊谷市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市スポーツ推進審議会条例（平成１７年条例第１１５号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
第４条　審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 ⑴・⑵　（略） ⑶　公募による市民	第４条　審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 ⑴・⑵　（略）

議案第１４号の参考資料

熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市消防団員等公務災害補償条例（平成１７年条例第２２６号）

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>（補償基礎額）
第５条　（略）
２　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
⑴　（略）
⑵　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合にあっては、９，１００円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、１万４，２００円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。
３・４　（略）
別表（第５条関係）
補償基礎額表
<table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>１０年未満</th><th>１０年以上２０年未満</th><th>２０年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td>１２，５００円</td><td>１３，３５０円</td><td>（略）</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td>１０，８００円</td><td>１１，６５０円</td><td>１２，５００円</td></tr></table></td><td>（補償基礎額）
第５条　（略）
２　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
⑴　（略）
⑵　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合にあっては、８，９００円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、１万４，２００円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。
３・４　（略）
別表（第５条関係）
補償基礎額表
<table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>１０年未満</th><th>１０年以上２０年未満</th><th>２０年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td>１２，４４０円</td><td>１３，３２０円</td><td>（略）</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td>１０，６７０円</td><td>１１，５５０円</td><td>１２，４４０円</td></tr></table></td></tr>
</table>

改　　正　　案	現　　行
部長、班長及び団員　９，１００円　９，９５０円　１０，８００円 備 考　（略）	部長、班長及び団員　８，９００円　９，７９０円　１０，６７０円 備 考　（略）

議案第１５号の参考資料

熊谷市消防関係事務手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市消防関係事務手数料徴収条例（平成１８年条例第１８２号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案

別表（第２条関係）

事務の種類及び区分					手数料の額
1	（略）				（略）
2	消防法第１１条第１項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	（略）			
		貯蔵所			
			（略）		（略）
			特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	（略）	（略）
				（略）	（略）
				（略）	（略）
				（略）	（略）
				（略）	（略）
				（略）	（略）
				（略）	（略）
				（略）	（略）
			浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及	危険物の貯蔵最大数量が１，０００キロリットル以	１，４５０，０００円

現　　行

別表（第２条関係）

事務の種類及び区分					手数料の額
1	（略）				（略）
2	消防法第１１条第１項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	（略）			
		貯蔵所			
			（略）		（略）
			特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	（略）	（略）
				（略）	（略）
				（略）	（略）
				（略）	（略）
				（略）	（略）
				（略）	（略）
				（略）	（略）
				（略）	（略）

			び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	上５，０００キロリットル未満のもの	
				危険物の貯蔵最大数量が５，０００キロリットル以上１０，０００キロリットル未満のもの	１，７２０，０００円
				危険物の貯蔵最大数量が１０，０００キロリットル以上５０，０００キロリットル未満のもの	１，９２０，０００円
				危険物の貯蔵最大数量が５０，０００キロリットル以上１００，０００キロリットル未満のもの	２，３６０，０００円
				危険物の貯蔵最大数量が１００，０００キロリットル以上２００，０００キロリットル未満のもの	２，７４０，０００円
				危険物の貯蔵最大数量が２００，０００キロリットル以上３００，０００キロリットル未満のもの	５，６４０，０００円
				危険物の貯蔵最大数量が３００，０００キロリットル以上４００，０００キロリットル未満のもの	７，２４０，０００円
				危険物の貯蔵最大数量が４００，０００キロリットル以上のもの	８，７９０，０００円
			岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が４００，０００キロリットル未満のもの	５，９３０，０００円
				（略）	（略）
				（略）	（略）

			岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が４００，０００キロリットル未満のもの	５，９３０，０００円
				（略）	（略）
				（略）	（略）

3	消防法第１１条第１項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査				２の項の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあっては、総務省令で定める場合には、特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、２の項の区分）に従い、それぞれ当該手数料の額の２分の１に相当する額
4	消防法第１１条第５項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査				２の項の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあっては、特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、２の項の区分。以下同じ。）に従い、それぞれ当該手数料の額の２分の１に相当する額

備考（略）

3	消防法第１１条第１項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査				２の項の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあっては、総務省令で定める場合には、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、２の項の区分）に従い、それぞれ当該手数料の額の２分の１に相当する額
4	消防法第１１条第５項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査				２の項の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあっては、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、２の項の区分。以下同じ。）に従い、それぞれ当該手数料の額の２分の１に相当する額

備考（略）

議案第１６号の参考資料

熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第３３号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（報酬等） 第２条　法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員（以下「第１号会計年度任用職員」という。）には、報酬、期末手当及び勤勉手当を支給する。 ２～９　（略） １０　第１号会計年度任用職員の期末手当は、任期が２月以上の者（規則で定める者を除く。）で６月１日及び１２月１日（次項及び第１２項（これらの規定を第６条第５項において準用する場合を含む。）において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに支給する。 １１～１３　（略） １４　第１号会計年度任用職員の勤勉手当は、任期が２月以上の者（規則で定める者を除く。）で６月１日及び１２月１日（以下この項及び第１６項（これらの規定を第６条第６項において準用する場合を含む。）において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに、その者の基準日以前６か月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。 １５　第１号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、第１号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該第１号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に１００分の１０２．５を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 １６　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において第１号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に	（報酬等） 第２条　法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員（以下「第１号会計年度任用職員」という。）には、報酬及び期末手当を支給する。 ２～９　（略） １０　第１号会計年度任用職員の期末手当は、任期が６月以上の者（規則で定める者を除く。）で６月１日及び１２月１日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに支給する。 １１～１３　（略）

改　正　案	現　行
相当する額として規則で定める額とする。	
１７　前３項に規定するもののほか、第１号会計年度任用職員の勤勉手当は、一般職常勤職員の例により支給する。	
（報酬等の特例）	（報酬等の特例）
第３条　特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第１号会計年度任用職員で規則で定めるものに対する報酬の額は、前条第３項から第９項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める。	第３条　特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第１号会計年度任用職員で規則で定めるものに対する報酬の額は、前条第３項から第９項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　日額の報酬を受ける者　日額２万円	⑵　日額の報酬を受ける者　日額１万５，０００円
２　前項に規定する者に対する期末手当及び勤勉手当については、前条第１０項から第１７項までの規定にかかわらず、規則で定める。	２　前項に規定する者に対する期末手当については、前条第１０項から第１３項までの規定にかかわらず、規則で定める。
第４条　統一的な基準に基づき報酬を支給する必要があると認められる第１号会計年度任用職員で規則で定めるものに対する報酬の額、期末手当及び勤勉手当については、前２条の規定にかかわらず、当該基準に基づき規則で定める。	第４条　統一的な基準に基づき報酬を支給する必要があると認められる第１号会計年度任用職員で規則で定めるものに対する報酬の額及び期末手当については、前２条の規定にかかわらず、当該基準に基づき規則で定める。
（給料等）	（給料等）
第６条　法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員（以下「第２号会計年度任用職員」という。）には、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。	第６条　法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員（以下「第２号会計年度任用職員」という。）には、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当を支給する。
２～４　（略）	２～４　（略）
５　第２条第１０項から第１３項までの規定は、第２号会計年度任用職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、同条第１０項中「者（規則で定める者を除く。）」とあるのは「者」と、同条第１２項中「前項」と	５　第２条第１０項から第１３項までの規定は、第２号会計年度任用職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、同条第１０項中「者（規則で定める者を除く。）」とあるのは「者」と、「以下この条」とあるのは「第

改　正　案	現　行
あるのは「第６条第５項において準用する第２条第１１項」と、「報酬の月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、同条第１３項中「前３項」とあるのは「第６条第５項において準用する第２条第１０項から第１２項まで」と読み替えるものとする。 ６　第２条第１４項から第１７項までの規定は、第２号会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第１４項中「者（規則で定める者を除く。）」とあるのは「者」と、同条第１６項中「前項」とあるのは「第６条第６項において準用する第２条第１５項」と、「報酬の月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、同条第１７項中「前３項」とあるのは「第６条第６項において準用する第２条第１４項から第１６項まで」と読み替えるものとする。	６条第５項において準用する第２条第１１項及び第１２項」と、同条第１２項中「前項」とあるのは「第６条第５項において準用する第２条第１１項」と、同条第１３項中「前３項」とあるのは「第６条第５項において準用する第２条第１０項から第１２項まで」と読み替えるものとする。

議案第１７号の参考資料

業　者　名　及　び　審　査　結　果

事　　業　　名	（仮称）道の駅「くまがや」整備事業
事　業　場　所	熊谷市池上地内
審　査　年　月　日	令和５年１１月１５日
提案価格の上限額	4,661,000,000 円

番号	業　　者　　名	審　査　内　容			結果
		金額	総合審査　※	順位	
1	ＮＥＣキャピタルソリューショングループ	円 4,660,786,231	点 技術審査点：55.41 価格審査点：20.00 総合審査点：75.41	1	最優秀提案者

※　技術審査点と価格審査点の和を総合審査点とし、一番高い得点を得た者を最優秀提案者とする。

契　約　の　相　手　方	契　約　予　定　総　額	うち消費税の額
熊谷ＲＳマネジメント株式会社（ＮＥＣキャピタルソリューショングループの構成企業が出資した特別目的会社）	4,660,786,231 円	398,231,559 円

内訳		
	設計、土木工事、土木工事の監理、開業準備、維持管理、運営　（その１）	
	契　約　金　額	うち消費税の額
	2,683,099,126 円	232,866,590 円
	建築工事、建築工事の監理　（その２）	
	契約予定金額	うち消費税の額
	1,977,687,105 円	165,364,969 円

1　事 業 名　　（仮称）道の駅「くまがや」整備事業（その１）

2　事業場所　　熊谷市池上地内

3　事業概要

⑴　設計

⑵　土木工事

⑶　土木工事の監理

⑷　開業準備

⑸　維持管理

⑹　運営

4　契約の相手方の概要

⑴　熊谷ＲＳマネジメント株式会社は、ＮＥＣキャピタルソリューショングループの構成企業が出資した特別目的会社である。

⑵　契約の相手方への出資状況

出資者	出資比率
ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社	３８．０％
小川工業株式会社	２６．６％
株式会社ワールドインテック	１９．０％
大和建設株式会社	１１．４％
株式会社東海テック	５．０％

5　施設概要

⑴　屋内施設

農水産物等直売所・加工品販売所、飲食施設、屋内遊び場等

⑵　屋外施設

駐車場、緑地、調整池等

事業場所：熊谷市池上地内



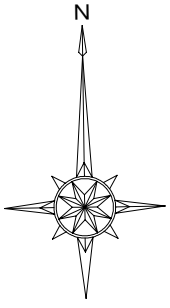

案　内　図

（仮称）道の駅「くまがや」完成予想図

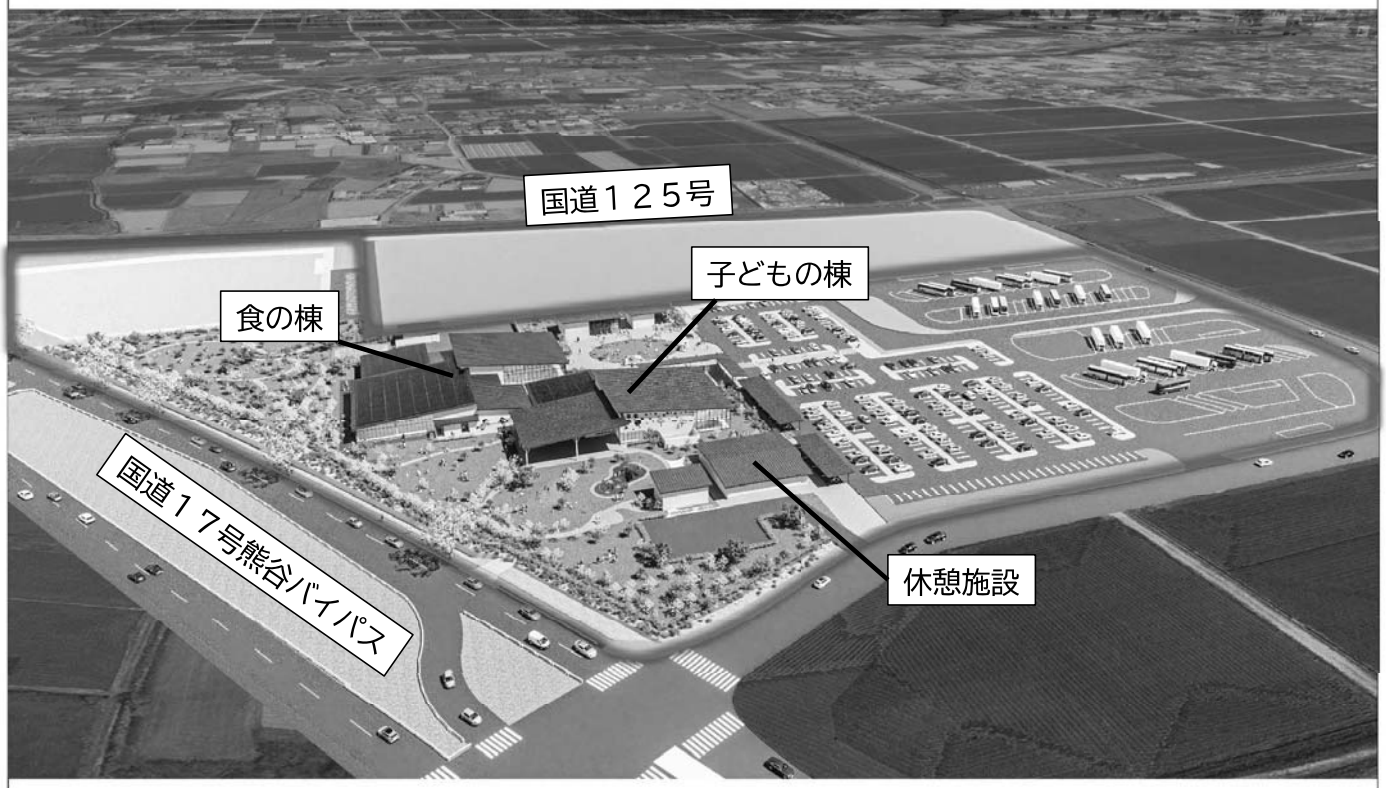

①鳥瞰図

※今後、基本設計によりデザインや配置に変更が生じる場合があります。



②外観図（国道１７号熊谷バイパスから）

※今後、基本設計によりデザインや配置に変更が生じる場合があります。

議案第　１８　号の参考資料

認定路線調書・位置図

整理番号	路　線　名	認　定　理　由
1	市道　20627　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
2	市道　41135　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1	市道 20627 号線	5.0	99.9
起点	下奈良字中妻西６１５番３地先		
終点	下奈良字中妻西６２１番２地先		

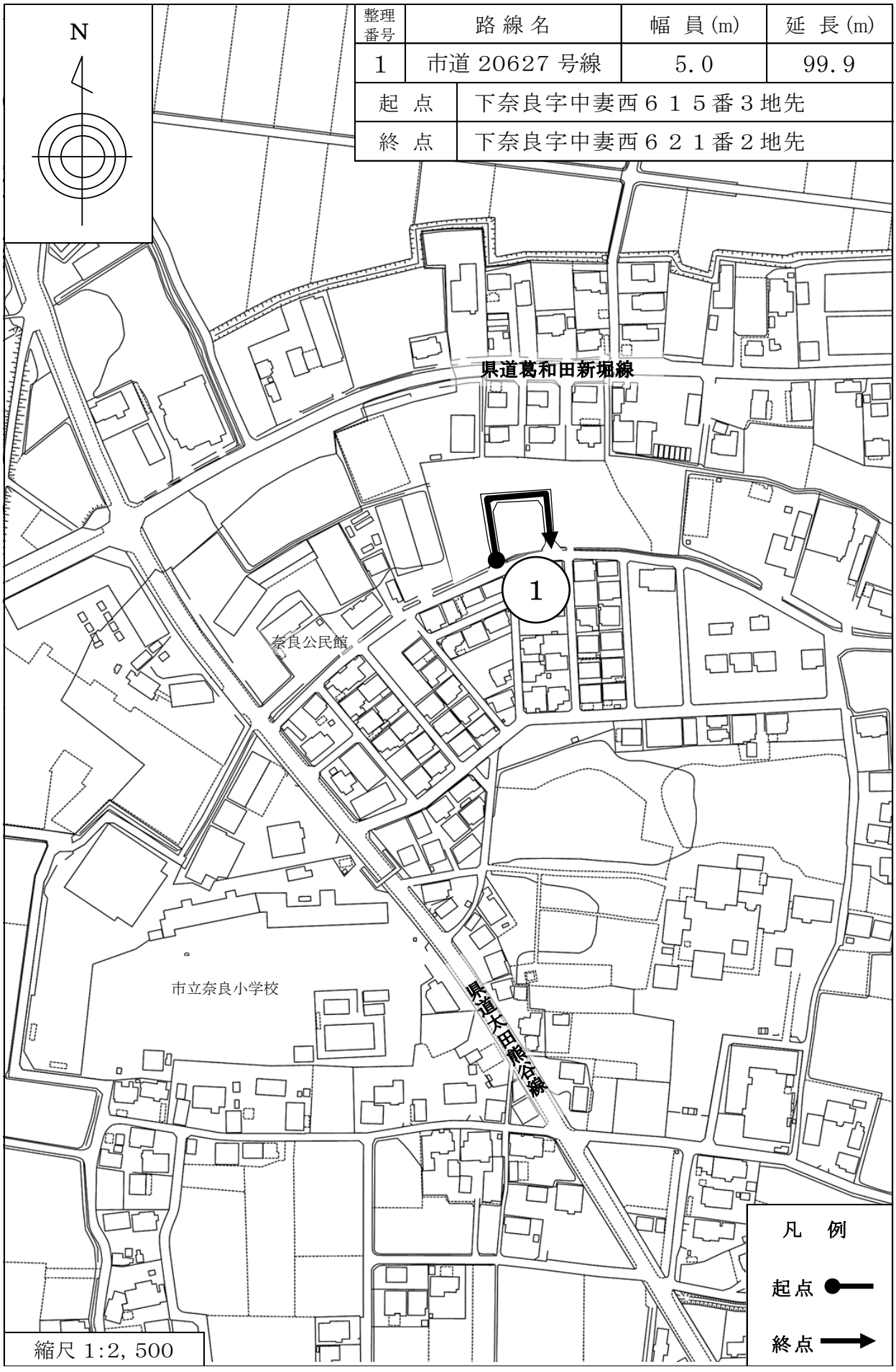

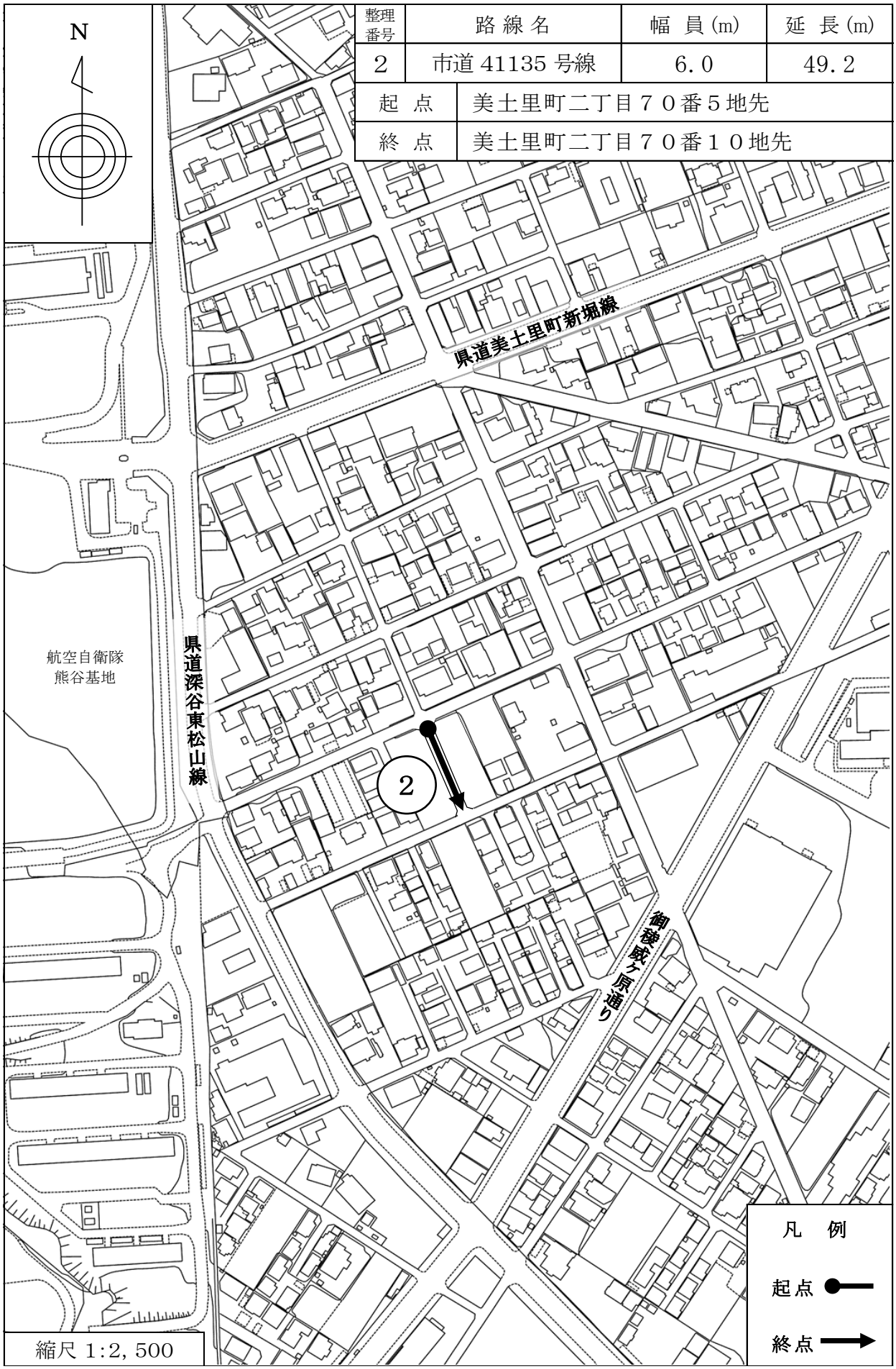

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
2	市道 41135 号線	6.0	49.2
起　点	美土里町二丁目７０番５地先		
終　点	美土里町二丁目７０番１０地先		

議案第　１９　号の参考資料

廃止路線調書・位置図

整理番号	路　線　名	廃　止　理　由
1	市道　90412　号線	和田吉野川の改修工事に伴い、当該路線が河川区域となるため
2	市道　妻沼3374　号線	県道本庄妻沼線の拡幅区間が供用開始されたことに伴い、当該路線が重複するため

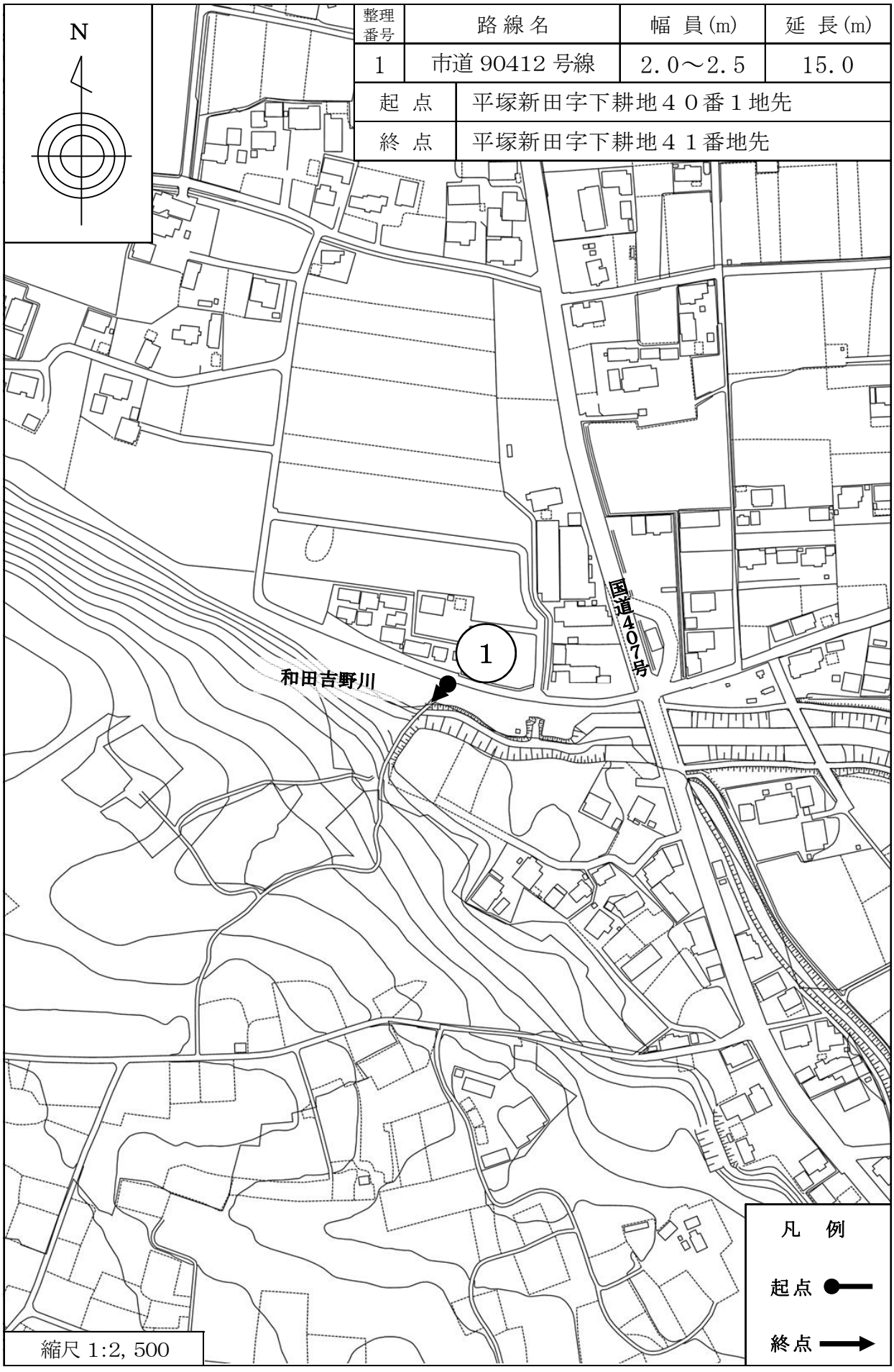
N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
1
市道 90412 号線
2.0～2.5
15.0
起点
平塚新田字下耕地４０番１地先
終点
平塚新田字下耕地４１番地先
国道407号
1
和田吉野川
縮尺 1:2,500
凡例
起点
終点

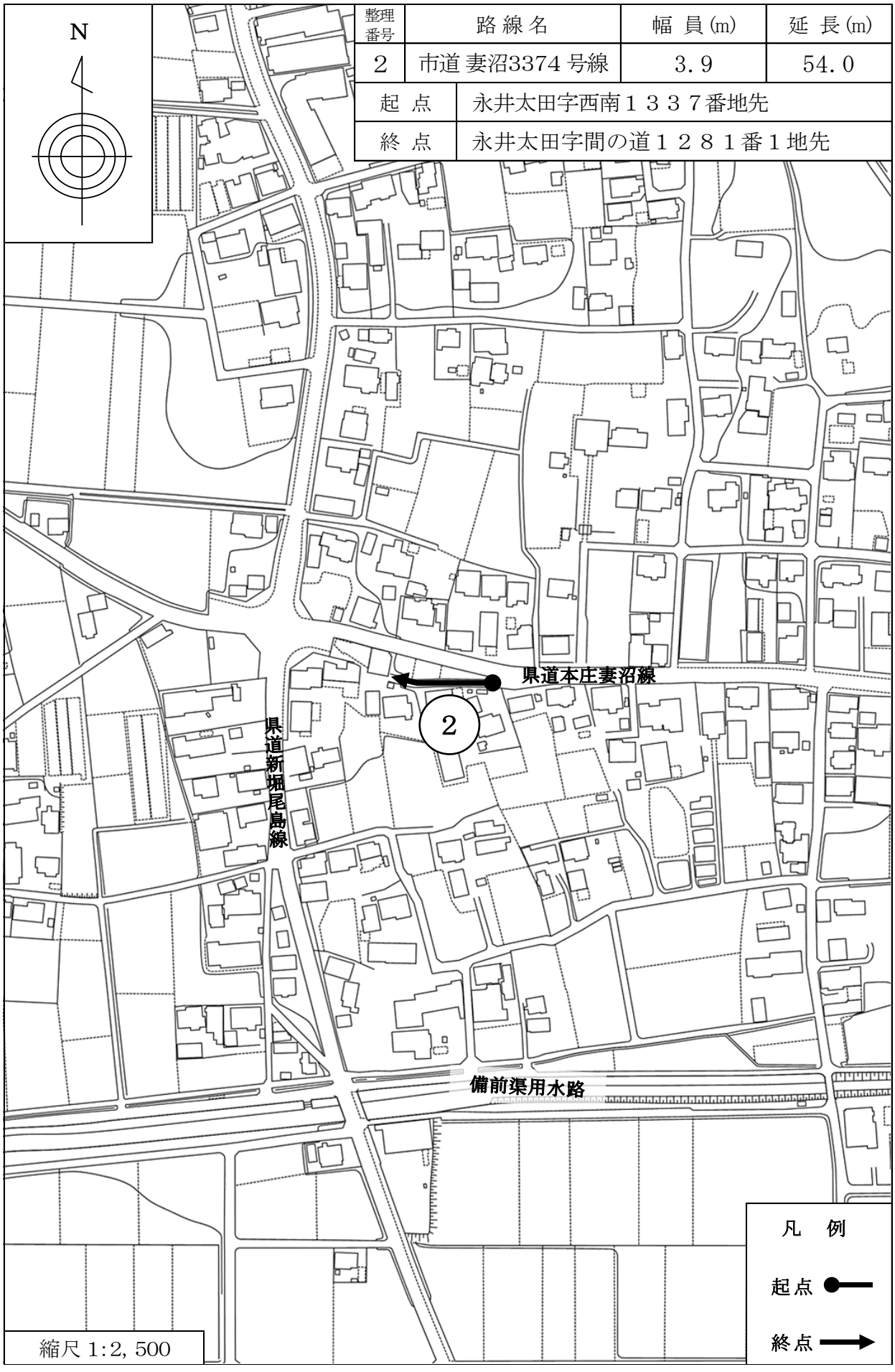
N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
2
市道 妻沼3374 号線
3.9
54.0
起点
永井太田字西南１３３７番地先
終点
永井太田字間の道１２８１番１地先
県道本庄妻沼線
2
県道新堀尾島線
備前渠用水路
凡例
起点
終点
縮尺 1:2, 500